

| | | | | |
|-------------------|------------|--|---|---|
| <p>番号 水道局</p> | <p>対象局</p> | <p>事項 単価契約 工事に係る 完了検査を 適正に行う とともに、 受託者の指 導を適切に 行うべきも の</p> | <p>監査結果の要約 多摩水道改修推進本部調整部は、送水管等 に関する維持補修及び小規模整備工事等 を行うため、「多摩水道維持補修工事請負単 価契約」(以下「単価契約」という。)を162社 (以下「請負業者」という。)と締結してい る。 また、単価契約のうち口径400mm未満 の送水管等の補修工事等の施工監理を平成 25年度多摩地区水道施設管理業務委託契 約1(以下「業務委託契約」という。))にお いて、東京水道サービス株式会社(以下「受 託者」という。)に特命により委託してい る。ところで、各給水管理事務所において、受 託者が監理業務を行っている単価契約工事 について見たところ、以下の状況が認 められた。 ア 立川給水管理事務所は、配水小管取替 工事後の基準点(測量の基準とするために 設置された標識)の復元とそれに伴う測量 をAに行わせている(契約金額:125万 3,256円、指示日:平成25.4.1、 工期:平成25.4.1~平成25.4.6、 28)が、成果品として提出された4枚の 測量図のうち、2枚で、測量日が平成 25年2月5日、作図月日が同月11日と なっていた。 イ 立川給水管理事務所は、配水小管取替 工事の基準点(測量の基準とするために 設置された標識)の復元とそれに伴う測量 をAに行わせている(契約金額:125万 3,256円、指示日:平成25.4.1、 工期:平成25.4.1~平成25.4.6、 28)が、成果品として提出された4枚の 測量図のうち、2枚で、測量日が平成 25年2月5日、作図月日が同月11日と なっていた。 これは、事務所が、平成24年度に着手 指示して施工させたものの、完了できな かった案件を平成25年度分として完了検 査を行ったものであり適正でない。 イ 多摩給水管理事務所は、新大橋の派架管 の塗装をBに行わせている(契約金額: 45万1,952円、指示日:平成25. 4.25、工期:平成25.5.1~平成 25.6.14)。 ところで、その施工状況を見たところ、 ①使用した塗料について、規格証明書が提 出されておらず、土木材料仕様書に規定さ れた品質であるか材料検査が行われてい ない、②塗料について、工事出来形管理基 準に規定されている塗装膜厚測定記録が 提出されておらず、基準を満たしているか 確認していないなど事務所の完了検査が 適正でない。 また、受託者の施工管理も適切でない。</p> | <p>講じた措置の 概要 ア 立川給水管理事務所は、 平成26年4月4日、受託 者及び局事務所内の関係 職員に対し、関係者会議を 開催し、年度ごとの履行確 認を適切に行うよう、周知 徹底を図った。 また、平成26年5月 14日にも受託者及び局 事務所内の関係職員に対 し、施設管理担当者会議を 開催し、再度、適正な施工 管理及び完成検査実施に ついて、指導徹底を図っ た。 イ 立川給水管理事務所は、 平成26年4月16日、局 事務所内の関係職員に対 し、技術係長会議を開催し、 監査指摘内容について確 認を行うとともに、単価契 約工事の完了検査の適切 な実施について、周知徹底 を図った。 さらに、平成26年4月 17及び同月22日に本 契約の関係者(受注者現場 代理人・受託者・局)会議を 開催し、派架管塗装工事に おける監査指摘内容につ いて確認を行い、単価契約 工事に係る施工管理の徹 底を図った。</p> |
| <p>番号 水道局</p> | <p>対象局</p> | <p>事項 給水装置 工事事務の 進行管理の 確認等を適 切に行うべ きもの</p> | <p>監査結果の要約 給水部は、「平成25年度給水装置業務委 託契約」を東京水道サービス株式会社(以下 「受託者」という。)と特命随意契約により 締結しており、受託者に、給水装置工事事務 及びその付随業務を包括的に行わせている。 給水装置工事事務については、「給水課事 務取扱手続」(平成22年4月給水部)にお いて、受託者は、給水装置工事事務の履行状 況の把握を工事システムの種類整理簿に より行い、進行状況を正確かつ速やかに各種 整理簿に入力し、給水装置工事事務が円滑、 適正に行われるよう管理する必要があると されている。 また、各支所は、受託者が行う給水装置工 事事務について、工事システムにより進行 管理が適切に行われているかを適宜確認す ることとされている。 ところで、西部支所における給水装置工事 事務の進行管理の確認・指導状況について見 たところ、支所は、 ① 「給水管取り出し工事等請負整理簿」に おいて、進行状況を記載する全ての項目が 未記載である工事について、その状況を確 認していない、当該工事は、平成25年 4月11日に完了しているにもかかわらず 、速やかに行うべき清算事務等の事務処 理が、監査日(平成26.1.21)現在、 行われていない状況であったが、これを把 握していない ② 「給水管取付・撤去工事整理簿」におい て、清算事務・しゅん工届提出が未のもの について、状況を確認していない ③ 「給水管取付・撤去工事整理簿」におい て、清算事務が、速やかに行われていな いにもかかわらず、受託者の指導を行って いない など、円滑・適正に事務処理が行われ、かつ、 その進行管理がなされているかの確認・指導 を十分に行っておらず、事務の遅滞や処理漏 れを防止・改善できない状況となっており、 適切でない。 支所は、業務委託契約の履行について受託 者を指導するとともに、給水装置工事事務 の進行管理の確認を適切に行われた。</p> | <p>講じた措置の 概要 西部支所は、受託者に対 し、案件ごとのしゅん工や、 清算など進捗よくに関わる 特記事項を整理簿に記入し、 進行管理の徹底を図るよう 指示した。 また、月に一度整理簿を確 認し、進捗よく状況が不明等 の現場については、ヒアリン グ等により状況把握の徹底 を図るよう指示するととも に、四半期ごとに進行管理状 況を確認し、給水部へ報告す ることとした。 なお、給水部は受託者に対 して、平成26年3月3日付 けで進行管理の徹底や速 やかな清算事務の実施等につ いて通知するとともに、同月 14日に給水課長会議を開催 し、支所において適正な進行 管理及び状況確認について 周知・徹底を図った。</p> |

| 番号 | 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|----|-----|--------------------|---|---|
| 70 | 水道局 | 還付未済金の管理を適切に行うべきもの | 営業所は、通帳納や更正による水道・下水道料金等の還付金について、「東京都水道局営業事務取扱手続」(平成25年4月サービスマニュアル。以下「事務取扱手続」という。)に基づき、処理している。 | <p>口座振戻し又は現金書留送付の還付事務を円滑に行うため、平成26年6月から、新たに「還付事務室」を設置し、還付事務の一部を委託した。</p> <p>還付事務室では、一元的に移転先の調査や問合せ対応を行い、これまで出力帳票に手書きで記載していた処理経過をシステムに登録することで、館、営業所及び還付事務室の3者で情報を共有する体制を確立した。</p> <p>館は、この委託契約の進行管理を通じて、適切な還付未済金の管理を行っていく。</p> <p>また、赤字や窓口・現場還付の処理は引き継ぎ営業所が対応するが、同様にシステムを活用することで、適切な処理及び管理を図っていく。</p> <p>なお、杉並営業所及び新宿営業所の本指簡における事例については、連絡先が判明しているものに対して、電話連絡等の対応を行った。</p> |

| 番号 | 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|----|-----|-----------------------------|--|---|
| 71 | 水道局 | 契約変更における契約変更金額の算出を適切に行うべきもの | 水質センサーでは、給水所など10カ所にトリハロメタン計を設置し、水中に含まれるトリハロメタン濃度を自動計測している。これらの計器の保守点検等について、計器製造メーカーと特命随意契約(契約期間：平成25.4.16～平成25.10.31)を締結し実施している。 | <p>平成26年4月、所内において契約事務手続説明会を開催し、指簡事項及び契約変更時における契約変更金額の算出方法などの手続について、周知徹底した。</p> <p>あわせて、設計管理及び配工部署各々で設計内容のチェックを徹底することを確認した。</p> |
| 72 | 水道局 | 研修補佐業務委託を適切に行うべきもの | 研修・開発センサーは、研修の円滑な運営を確保するため、研修の補佐業務及び研修施設の維持管理に係る業務について、「平成25年度研修・開発センサー研修補佐業務委託契約」(契約金額：3,906万円、契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31)を、東京水道サービス株式会社(以下「受託者」という。)と特命随意契約により締結している。 | <p>了 仕様書で作成を義務付けている点検報告書(月例点検)について、平成26年度は、受託者が点検対象となる施設ごとにあらかじめ報告書の様式を作成し、委託者の承認を得ることとした。</p> <p>これにより、点検する機器、項目及び点検頻度を明確にし、確実な履行を確認している。</p> <p>年2回の水抜き及び各槽内部の清掃・点検作業について、平成26年度の仕様書では、作業時の写真を添付した点検報告書の作成を明記し、確実な履行を確認している。</p> <p>不経済支出との指摘があった5万4,658円については委託者から平成26年8月4日に返納された。</p> |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>イ 支給された資機材等について、受託者は、台帳を作成し、適切な管理を行うこととされている。</p> <p>しかしながら、センターは、受託者における資機材等の管理について確認しておらず、管理状況を把握していないことが認められた。このため、台帳作成及び管理状況について確認したところ、台帳は作成されていたものの、監査日（平成26.2.2.）現在、在庫が確認できないものが見受けられるなど、適切に管理されていない。ウ 受託者は、センターと委託業務に関する調整を行い業務全般を総括するため、センターに、総括業務責任者を常駐させることとされている。</p> <p>また、総括業務責任者が不在の時には、副総括業務責任者が代行するものとされている。</p> <p>しかしながら、この常駐の状況について確認したところ、センターは、総括業務責任者が不在の日があったとしているにもかかわらず、代りの状況について確認していない。</p> <p>また、業務日記の内容及び報告状況などを見ても、常駐の態勢がとられているか確認できない状況となっている。</p> <p>エ 業務従事者の職務能力（能力レベル）について、総括業務責任者は、研修補佐業務等を適正かつ円滑に行うための水道技術や局が行う事業に関する知識及び水道業務の実務経験を有する者で、Dが主催する研修及び講習会等における講師の経験を有する者としている。</p> <p>しかしながら、総括責任者の職務能力（能力レベル）について、契約時に提出された経歴書等を確認したところ、Dが主催する研修及び講習会等における講師の経験を有しないことが認められた。</p> | <p>イ 監査日に在庫が確認できなかった資機材については、監査日直後に全ての在庫を確認した。</p> <p>平成26年3月に受託者が棚卸しを行い、全ての資機材の在庫状況を確認した。</p> <p>平成26年度の仕度書で棚卸しの実施を明記し、適正な管理を継続している。</p> <p>ウ 平成26年度は、業務日記の総括業務責任者記名・押印欄に、代り時には「総括業務責任者(代り)副総括業務責任者(代り)」と記載させることとし、代行状況を常時確認している。</p> <p>エ 総括業務責任者の能力レベルについては、必ずしもDの講師経験はなくても、水道事業体における20年程度の技術業務経験（技術士1級）を有する者か、技術士（上水道部門）、水道施設管理技術士1級の資格等を有していれば十分であることから、平成26年度の仕様書ではその趣旨に於いた記載に改めた。</p> |
|--|---|--|

| 番号 | 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|----|------|------------------------|--|---|
| 73 | 下水道局 | 適正な所属年度により工事代金を支払うべきもの | <p>施設管理部は、区部の管路施設において、緊急又は迅速な補修が必要となった場合に維持補修工事を行うため、「管きよ維持補修工事」契約（契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31、契約金額：27億5,369万2,200円）をA組合（以下「組合」という。）と締結している。</p> <p>この契約は、維持補修に必要な工種ごとに単価を定め、各下水道事務所が組合に対して施行通知書によって施行を指示するものである。この契約の施行状況を西部第一下水道事務所において見たところ、新宿出張所管内の指示工事第6号（金額：14万4,824円）は、平成25年2月25日（平成24年度）に行われていたことが工事記録写真で確認された。</p> <p>しかしながら、所は、本来平成24年度の指示工事として処理するべきところを見落とし、平成25年度の指示工事として、施行を指示し代金を支払っており適正でない。</p> | <p>本件については、平成24年度の指示工事として処理するべき案件であったため、過年度修正処理により対応した。</p> <p>また、再発防止のために平成26年3月11日、13日及び同年4月9日に事務所及び出張所の職員を対象とした説明会を実施し、工事指示（施行通知書の交付）と工事の進捗管理を適切に行うことや、完了確認・検査を遅滞なく行うことについて職員への周知徹底を図った。</p> |
| 74 | 下水道局 | 工事請負契約を適正に締結すべきもの | <p>施設管理部は、区部の管路施設において、緊急又は迅速な補修が必要となった場合に維持補修工事を行うため、「管きよ維持補修工事」契約（契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31、契約金額：27億5,369万2,200円）をA組合（以下「組合」という。）と締結している。</p> <p>この契約は、維持補修に必要な工種ごとに単価を定め、各下水道事務所が組合に対して施行通知書によって施行を指示するものである。施行通知書を受けた組合は、速やかに組合員の中から施工会社を選任して工事を行い、工事完了後、各下水道事務所は、完了検査を行うとともに、各工種の数量を確定して工事代金を支払うこととなっている。</p> <p>ところで、西部第一下水道事務所が行った新宿出張所管内の指示工事第60号（金額：49万6,588円）は、取付管の補修工事を行った新宿出張所管内の指示工事第15号（金額：63万7,854円）に伴う路面復旧工事を施行したものである。</p> <p>この路面復旧工事を行うに当たって、所は、路面仕様の同一性確保等の理由から組合に所属していない特定の業者に再発注することを前提としてつつ組合へ施行指示を行った。</p> <p>所は、当該業者が組合に所属していないことから、当該業者と直接契約を締結すべきであるにもかかわらず、本契約により、組合へ施行を指示したことは適正でない。</p> | <p>平成26年3月11日、13日及び同年4月9日に事務所及び出張所の職員を対象とした説明会を実施し、本件と同様の事案については直接施工業者と契約すべきであることと確認するとともに、補修本復旧に当たり通常と異なる対応が必要となった場合は、事前に関係部所に報告し適切な対応をとるよう、職員に注意喚起を行った。</p> |

| 番号 | 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|----|------|--|---|--|
| 75 | 下水道局 | 流域下水道 訓練保安 作業に係る 指示を適正 に行うべき もの | 流域下水道本部技術部が、「流域下水道幹線保安作業」契約(契約金額：3, 892万5, 668円、契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31)を、A組合(以下「組合」という)と締結している。 この契約は、流域下水道幹線施設等の維持管理に必要な巡回、点検等の作業を行うもので、作業の種類ごとに単価を定めており、部が、流域下水道幹線施設等の維持管理の作業が必要となったときに、作業内容を「指示書」により組合へ指示し、組合は、作業が終了した後、速やかに作業報告書及び作業記録写真等を部へ提出するものとされている。 しかしながら、部は、組合に対して、作業内容の修正について、指示書の修正をしていない事例があり、契約が適切に履行されているか確認できなかった状況が認められた。 | 平成26年2月3日付事務連絡「工事及び作業等における「指示」「報告」の適正な事務処理について(周知)」により、契約の標準仕様書及び特記仕様書に基づき書面による「指示」「報告」を徹底するよう流域下水道本部職員に周知徹底を図った。 また、組合から作業報告書が提出された際に、「指示書」と「作業報告書」の内容に齟齬がないか、係員による相互チェックを実施することとした。 |

| 番号 | 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|----|------|--|--|---|
| 76 | 下水道局 | 公共ます設置の承認 工事に係る 事務手続を 適切に行う べきもの | 下水道法(昭和33年法律第79号)第16条の規定に基づき、公共下水道管理者以外の者が公共下水道施設に関する工事等を行う場合、その施工者は公共下水道管理者である下水道局長の承認を得て行うこと(以下「承認工事」という。)となっている。 承認工事については、要綱により、施工者は承認工事の申請を行うこと、各下水道事務所長は申請のあった工事を承認し、施工後に申請者から施設を引き継ぎなければならぬとされている。 ところで、東部第二下水道事務所の公共ます設置の承認工事に係る申請から引継ぎまでの手続について見たところ、以下のとおり適切でない状況が見受けられた。 ア 承認工事第12602号(葛飾)のます工事について見たところ、次のとおりであった。 ① 申請者が提出した承認工事申請書に、提出年月日及び工事期間の記載がない。 ② 申請者が提出した引継書に、引継年月日及び工事完了日の立会年月日の記載がなく、引継立会者名及び押印もない。 また、工事記録写真に、撮影年月日が記載されていない。 ③ 固定資産台帳へ設置数の登録がなされていない。 ④ 下水道台帳へ公共ますの位置と種類の登録がなされていない。 イ 上記承認工事(第12602号(葛飾))以外の工事について確認したところ、平成23年度分から監査日現在までに行われた承認工事による公共ますの設置数及び撤去数が固定資産台帳に登録されていない。 ウ 上記承認工事(第12602号(葛飾))以外の工事記録写真について確認したところ、一部の工事記録写真に、撮影年月日が記載されていない。 | ア 承認工事における台帳登録については、平成26年3月28日に固定資産台帳への登録の手続を行った。 また、平成26年9月29日に下水道台帳への登録の手続を行った。 なお、平成26年4月16日に事務所職員を対象とした説明会を実施し、申請書等の記載の不備について注意喚起を行うとともに、台帳への確実な登録について、職員への周知徹底を図った。 イ ます設置数の固定資産台帳の未登録分については、平成26年3月に全て登録手続を行った。 ウ 工事記録写真の撮影年月日の記載不備については、平成26年4月16日に事務所職員を対象とした説明会を実施し、職員への注意喚起を行った。 さらに、チェックリストを作成し、事務手続に遺漏が発生しないよう再確認を実施することとした。 |

| 番号 | 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|----|------|--|---|--|
| 77 | 下水道局 | 工事変更に係る事務手続を適正に行うべきもの | <p>南部下水道事務所は、管内の下水道施設の維持補修等を目的とした契約について、工事内容の変更に伴う契約変更を行っている。</p> <p>この契約変更手続について見たところ、以下の状況が認められた。</p> <p>① 所は、受注者に対して、書面による変更内容等の通知を行わずに、「法や施工時間などの工事変更を行っている。」</p> <p>② 契約変更手続以前の工事について、受注者からの申請及び所の承諾が書面により行われていないにもかかわらず、受注者が変更対象の工事に着手している。</p> | <p>平成26年4月10日に事務所職員を対象とした説明会を実施し、工事変更の必要が認められた場合には、受注者へ変更内容等について書面で通知すること、また、契約変更の手続以前に受注者が変更対象の工事に着手する場合は、申請・承認の手続を必ず書面により行うことについて、職員への周知徹底を図った。</p> <p>さらに、チェックリストを作成し、事務手続に連携が発生しないよう再確認を実施することとした。</p> |
| 78 | 教育庁 | 教職員の給与の過払い等について効率的な債権回収を行うよう指導を徹底すべきもの | <p>人事課は、教職員の給与の過払い等について、「学校職員給与返納事務処理手順(平成22年2月)」(以下「手順」という。)にのっとり、各学校が債権管理事務を行っていることから、各学校から提出される「過払い給与等債権管理台帳」などを基に、適切な債権管理を行うよう指導を行っている。</p> <p>手順によると、各学校では、催告等を通じて行い、回収の可能性を速やかに判断するなどとして、効率的な債権回収を行うこととしており、各学校から提出された「過払い給与等債権管理台帳」を基に、人事課における指導状況について見たところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。</p> <p>① 総ヶ丘高等学校が、債務者Aの事例について、1年以上債権回収の取組を行っていない。</p> <p>② 足立高等学校が、債務者Bの事例について、Bと連絡が取れなかったが、必要な所在調査を行わないまま、2年以上が経過している。</p> <p>③ 杉並区立富士見中学校が、債務者Cの事例について、1年以上債権回収の取組を行っていない。</p> <p>また、各学校に対し、滞納している債権を速やかに回収するため、催告等を効果的に行うよう指導を徹底していく必要がある。</p> | <p>人事課は、事例の3件について、平成26年5月30日に各学校及び杉並区教育委員会に催告の再開を指導した。同年6月～8月にも学校等からの相談に応じ、本庁用のマニュアルを送付するなど現場との情報共有を図り、指導及び助言した。</p> <p>①の事例は平成26年8月13日に催告書を送付、②の事例は平成26年9月5日に所在調査するとともに同月16日に催告書を送付、③の事例は平成26年6月23日に催告書を送付し、催告を再開した。今後も継続して指導及び助言を実施し、交渉状況を把握することなどで適正な債権管理を図る。</p> <p>また、これまで1回(5月)に各学校から債権管理台帳を人事課に提出させるとともに、各学校で債権管理を適正に実施しているかを自己点検させていたが、今後は、これを年2回行うこととし、今年度2度目の債権管理台帳の提出を平成26年9月16日に依頼した。人事課においても、学校での催告の状況を把握し、適正に債権管理を図ることとした。</p> |

| 番号 | 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|----|-----|---|---|--|
| 79 | 教育庁 | 建物の外壁に係る点検結果を速やかに通知すべきもの | <p>東部学校経営支援センターは、「平成25年度大江戸高等学校外7校施設点検業務委託契約」(契約期間：平成25.11.25～平成26.3.20、契約金額：248万9,000円)を締結し、各学校の外壁の定期的な診断の実施を委託している。各学校は、センターからの連絡を受け、修繕が必要と判定された場所について、適宜修繕を行う予定である。修繕に準備期間を要する場合は、修繕を行うまでの間、歩行者等の安全確保のために応急の安全対策を行う必要がある。</p> <p>ところで、調査結果について見たところ、墨田工業高等学校の建物について、外壁が劣化した箇所があり第三者に被害を及ぼす可能性があると判定されている。これらの建物は、外壁の近くを生徒等が通行しており、学校が安全対策を行う必要があった。</p> <p>しかしながら、センターは、調査日(平成26.5.12)現在、学校に調査結果を連絡しおらず、その結果、学校が安全対策を行っていない状況にあることは、適切でない。</p> | <p>東部学校経営支援センターは、平成26年5月13日、墨田工業高等学校に報告書を持参し、外壁に危険度Ⅱ、Ⅲの判定がある箇所について説明した。同校は、同日第三者被害の可能性があり、安全対策が必要な箇所にバリアネットを設置し立入禁止区域として安全対策を講じ、同年8月13日に外壁補修工事が完了した。</p> <p>施設点検業務委託契約の調査報告書の提出先が2部とも支援センターであったが、学校の1部は直轄受託者から学校に送付するよう平成26年度から仕様書を変更した。</p> |
| 80 | 教育庁 | 建物の外壁に係る点検結果に基づき適切に安全対策を講じ、速やかに補修を実施すべきもの | <p>多摩教育事務所は、多摩教育センターの建物の管理を行っており、外壁の状況を調査するため、「外壁赤外線調査委託」契約(契約金額：79万8,000円、契約期間：平成25.7.17～平成25.10.31)を締結している。</p> <p>ところで、調査結果について見たところ、建物西面において外壁タイルの浮きが発生している部分の面積が大きく、剥離した場合、第三者に被害が及ぶおそれがあることから、タイルの剥離部分を除去し部分張替えを行うことが望ましいとして、「危険度Ⅱ」と判定されていた。</p> <p>しかしながら、所は、調査日(平成26.4.25)現在、補修を行っておらず、また、歩行者の立入りを制限するなど応急の安全対策も講じていなかった。</p> | <p>多摩教育事務所は、調査日以降、当該箇所に面する歩道通行時の安全性について日々警備巡回等で確認を行うとともに、外壁タイルの浮きが発生している部分について張替修繕を行い、平成26年6月19日施工完了した。</p> |

| 番号 | 対象局 | 事項 | 講じた措置の概要 |
|----|-----|--------------------------------|---|
| 81 | 教育庁 | 長期欠席者の転・退学に関する指簿内容を具体的に記録すべきもの | 都立高等学校では、長期欠席により単位未履修となり、転・退学に至る事例が多いことから、転・退学の理由を把握し、その原因に応じた適切な指導・対策を行う必要がある。転・退学に当たっては、生徒及び保護者が、転・退学願を校長宛てに提出し、担任が副申請書から転・退学の申請があったときに、担任が転・退学が適切であることを申し添えるものである。校長は、転・退学願及び副申請書により、転・退学が適切であるかを判断し、転・退学を許可している。 学校は、一旦生徒に入学を許可したことから、生徒に転・退学を許可するには、必要な指導・対策を適切かつ慎重に行ってもなお、転・退学せざるを得ない状況であったことを確認しておかなければならない。 ① 単位未履修など転・退学に直接結びつく理由 ② ①の原因となった長期欠席に至った原因 ③ 学校が講じた指導や対策の内容について具体的に記載し、転・退学に至った原因・理由・指導内容を客観的に検証することができるようしておく必要がある。 指導部においても、転・退学に至った原因や理由、指導内容を客観的に検証できるよう、これらを記録するよう学校に指導している。 |

| 番号 | 対象局 | 事項 | 講じた措置の概要 |
|----|------------|----------------------|--|
| 82 | 選挙管理委員会事務局 | 必要な許可を有する相手方と契約すべきもの | 選挙管理委員会事務局では、都議会議員選のほり旗の作成等に際して、必要となる相手方と契約すること、②掲出用のポータル及び士台と併せて、都の各選挙及び各区中村の既選部等に納品すること、③一部の納品先においては、ほり旗の設置をすること、④選挙終了後に、事前に回収要望のあった納品先からのほり旗、ポータル及び士台を回収し廃棄することが定められている。 ところで、のほり旗は、一般廃棄物、ポータル及び士台は産業廃棄物に該当することから、回収したのほり旗等の廃棄を委託するに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第6項及び第12条第5項により、運搬については一般廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物収集運搬業者に、処分については一般廃棄物処理業者等に、処分については、それぞれ委託しなければならない。 しかしながら、各契約の受託者は一般廃棄物収集運搬業者などの必要な許可を有しておらず、局が必要な許可を有しない相手方と契約していることは適正でない。 |

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號 郵便番号 163-8001 定価 本号 一箇月 六、六〇〇円 印刷所 勝美印刷株式会社 郵便番号 112-0002

